

国民年金からのお知らせ

7月から

平成19年度国民年金保険料免除・若年者納付猶予の申請受付を開始

国民年金は、20歳から60歳まで40年間加入し、保険料を納めることになっています。

しかし、病気や失業などにより、保険料を納めることが困難なときには、保険料を納めることが免除される「申請免除制度」や、保険料を納めることが猶予される「若年者納付猶予制度」が利用できます。

制度

申請免除制度
申請免除制度には、保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の一部が免除される「一部免除」があります。免除後の保険料は次のとおりです。



免除後の保険料

| 区分 | 種類 | 保険料 |
|------|--------|---------|
| 全額免除 | 全額免除 | 0円 |
| | 4分の3免除 | 3,530円 |
| 一部免除 | 半額免除 | 7,050円 |
| | 4分の1免除 | 10,580円 |

若年者納付猶予制度
若年者納付猶予制度は、30歳未満の方(学生を除く)を対象に、保険料を納めることが猶予される制度です。

対象者
対象者は、本人・配偶者・世帯主の全員(若年者納付猶予制度の場合は本人・配偶者)が、次のいずれかの要件に該当する方です。
前年の所得が少ない方

免除・若年者納付猶予制度の対象となる所得の目安表

| 世帯構成 | 全額免除 若年者納付猶予 | 4分の3免除 | 半額免除 | 4分の1免除 |
|------------------|-----------------|--------|-------|--------|
| 単身世帯 | 57万円 | 93万円 | 141万円 | 189万円 |
| 2人世帯 (夫婦のみ) | 92万円 | 142万円 | 195万円 | 247万円 |
| 4人世帯 (夫婦+子2人) | 162万円 | 230万円 | 282万円 | 335万円 |

所得額は、社会保険料控除額等を考慮したおおよその目安です。ただし、全額免除・若年者納付猶予の場合には、前表の額が基準となります。失業・倒産・事業の廃止などがあつた方、障害者または寡婦であつて、

前年の所得が125万円以下の方
生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
特別障害給付金を受けている方

未納との違い
「申請免除」「若年者納付猶予」の認定を受けた期間は、「未納」とは異なり、支給資格期間に含まれます。ただし、一部申請免除の場合は、保険料を納めないで未納になります。

| 年金の種類等 | 納付 | 申請免除 (全額・一部) | 若年者 納付猶予 | 未納 |
|-----------------------|----|-----------------|-------------|----|
| 老齢基礎年金の 受給資格期間 | | | | × |
| 老齢基礎年金額 | | | × | × |
| 障害・遺族基礎年金 (受給資格期間) | | | | × |

受給資格期間に、...含まれる × ...含まれない

手続き方法

7月から平成19年度の申請受付を開始しますので、市民課市民係または各総合支所市民生活課へ次のものを持参し手続きしてください。
基礎年金番号の分かるもの(年金手帳または納付書など)

印鑑
失業などの理由のときは、「離職票の写し」または「雇用保険受給資格者証の写し」など
平成19年1月2日以降に転入された方は、前住所地の「平成19年度所得課税証明書」

7月17日から「ねんきんダイヤル」の電話番号・受付時間等が変わります

7月17日から、国際電話、衛星電話、列車公衆電話、船舶電話、PHSおよびIP電話からも利用できるよう、相談内容ごとに設けている電話番号を統合し、IP電話等向け電話番号を併用して対応することになりました。

「ねんきんダイヤル」の電話番号・受付時間等(祝日および12月29日～1月3日までの間を除く)

| 7月13日(金)までの問合せ先 | 7月17日(火)からの問合せ先・受付時間等 | | |
|-----------------------------|---|----------------|------------|
| 年金請求などの年金相談 0570-05-1165 | 年金相談全般窓口 全国共通電話番号 0570-05-1165 I P 電話等向け電話番号 03-6700-1165 | 月曜日(休日の場合は火曜日) | 8:30～19:00 |
| 年金を受給中の方の相談 0570-07-1165 | | 火曜日～金曜日 | 8:30～17:15 |
| | 毎月第2土曜日 | 9:30～16:00 | |
| | 11月の第2・第4土曜日・日曜日 | 9:30～16:00 | |
| 年金記録フリーダイヤル | 0120-657830 | 24時間 | |



兵庫社会保険事務局豊岡事務所からのお知らせ

年金相談窓口の受付時間延長

年金相談窓口の受付時間を次のとおり延長します。

なお、お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。

7月14日(土)は
午前9時30分～午後4時
7月2日(月)・9日(月)・17日(火)・23日(月)・30日(月)は
午前8時30分～午後7時

《問合せ》
兵庫社会保険事務局豊岡事務所 ☎22・3196
市民課市民係または各総合支所市民生活課

介護保険料の減免

介護保険の保険料は、前年の所得に応じ、年度ごとに決定していますが、保険料の負担が生活の維持に支障があると認められる場合のほか、災害や不慮の事故などに対する減免制度を設けています。

これらの減免には「申請」が必要ですので、要件に該当していると思われる場合は、制度の詳細について介護保険課に問い合わせください。

なお、減免の可否は、資産調査などの結果に基づき、市の基準に照らして決定しますので、申請をされても適用できない場合があります。

低所得者減免

保険料段階が第1段階(生活保護受給者を除く)から第3段階の方で、次のすべての要件に該当する方が市民税が課税されている方に、住まい、食事の提供、公共料金の負担を含め金銭的な援助を受けていない方で、市民税課税上、または医療保険上の被扶養者にも

その他の減免

なっていない方
資産などを活用してもなお生活が困窮していると認められる方(資産には土地家屋、有価証券、貴金属、預貯金などを含みます)

下表の要件を満たしている方

次のいずれかに該当し、損害保険などの給付がない場合、または一定額以下の場合、または、住宅、家財などの財産について著しい損害を受けた場合

- 世帯の生計を主として維持する方が、死亡または心身に重大な障害を受け、もしくは長期入院したことにより、収入が著しく減少した場合
- 世帯の生計を主として維持する方の収入が、失業などにより著しく減少した場合
- 世帯の生計を主として維持する方の収入が、農作物の不作、不漁などにより著しく減少した場合

| 区分 | 収入金額 | 減免額 |
|--|---|-----------------------------------|
| 第1段階・第2段階 | 単身世帯 減免申請者の属する世帯の年間収入計が60万円以下 | 決定額の2分の1を減免 (基準額×0.25相当額になります) |
| | 世帯員が2人以上の世帯 減免申請者の属する世帯のすべての世帯員の年間収入計が60万円+30万円×(世帯員の人数-1)以下 | 決定額の3分の2を減免 (基準額×0.25相当額になります) |
| 第3段階 | 単身世帯 減免申請者の属する世帯の年間収入計が60万円以下 | 決定額の3分の1を減免 (基準額×0.50相当額になります) |
| | 世帯員が2人以上の世帯 減免申請者の属する世帯のすべての世帯員の年間収入計が60万円+30万円×(世帯員の人数-1)以下 | 決定額の3分の1を減免 (基準額×0.50相当額になります) |
| | 単身世帯 減免申請者の属する世帯の年間収入計が120万円以下 | 決定額の3分の1を減免 (基準額×0.50相当額になります) |
| 世帯員が2人以上の世帯 減免申請者の属する世帯のすべての世帯員の年間収入計が120万円+60万円×(世帯員の人数-1)以下 | 決定額の3分の1を減免 (基準額×0.50相当額になります) | |

《問合せ》介護保険課介護係 ☎24・2401

無年金外国籍高齢者福祉給付金を受給している場合
刑務所、拘留所、その他これに準ずる施設に1カ月以上拘禁された場合